

いじめ防止基本方針 【改訂 8 版】



令和 6 年 4 月 1 1 日
菊池市立戸崎小学校

<目次>

はじめに

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 本校の基本方針の内容
- 3 いじめの定義
- 4 いじめの理解
- 5 いじめ防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 地域住民や家庭との連携について
 - (5) 関係機関との連携

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために実施する施策
 - (1) いじめ問題対策校内委員会
 - (2) いじめ問題対策拡大委員会
 - (3) 熊本県いじめ問題対策連携協議会、菊池市いじめ問題対策連携協議会との連携
 - (4) いじめ防止のための取組
 - ① いじめの防止
 - ② いじめの早期発見
 - ③ いじめへの対処
 - ④ いじめの解消
 - ⑤ その他の取組
- 2 重大事態への対処
 - (1) 教育委員会又は学校による調査
 - ① 重大事態の発生と調査
 - ア 重大事態の意味について
 - イ 重大事態の報告
 - ウ 調査の趣旨及び調査主体について
 - エ 調査を行うための組織
 - オ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ② 調査結果の提供及び報告
 - ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - イ 調査結果の報告
 - (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - ① 再調査
 - ② 再調査の結果を踏まえた措置等

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針見直しの検討
- 2 基本方針策定状況の公表

はじめに

いじめは、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校・学級においても、どの子どもにも起こり得ること、状況によっては、生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分に認識しておく必要がある。

菊池市においては、「文武両道・廉恥・礼節」を教育理念として「人間尊重の精神を基底に人格の完成をめざし、学校と家庭・地域社会との連携のもと、コミュニティ・スクール等の導入促進及び学校評価の充実等により、開かれた学校づくりを推進し、幼児児童生徒の学力の充実と健全な心身の育成に努め、生涯学習社会を展望した教育指導を推進する」を教育目標としている。

いじめの未然防止は、校内いじめ・不登校対策委員会で、定期的にかつ実情に応じて開催し、未然防止に取り組んでいるところであるが、これまで「とぎきっ子きらきらアンケート」や「心のアンケート」等のアンケート調査においても、いじめの認知があり、その中には、学級内の人間関係が複雑に影響し、解決に時間を要する事例もあった。

本校のいじめ防止基本方針（以下、本校の基本方針）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という）・熊本県「いじめ防止基本方針」（平成 25 年 12 月策定。平成 28 年 2 月改訂、以下「県の基本方針」）・菊池市「いじめ防止基本方針」（平成 26 年 3 月策定。以下「市の基本方針」）を踏まえ、本校が菊池市教育委員会、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解することが大切である。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域住民や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めたものである。

基本方針の実現のためには、地域住民や家庭に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題への正しい理解の普及啓発や、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

3 いじめの定義

(定義) いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表現的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

また、いじめられていても自分の弱い部分を見せたくないなどの理由から本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こり得るものであり、その相談をすることは決して恥ずかしいと思うことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や普段の様子をきめ細かく観察するなどして確認していくことも必要である。さらに、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することも必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、SNS 等で悪口を書かれた児童がいた場合、当該児童がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、行為から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずし、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの理解

いじめは、どの学校・学級にも、どの子どもにでも、起こりうるものであるが、その原因をいじめられる側に求めてはならない。とりわけ、嫌がらせ

やいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められた事案もある。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校・学級でも、どの子どもにでも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組

(下記)を行う。

- すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す
- 児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う
- 自他の意見の相違が合っても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力を養う
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む
- すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める
- いじめ問題への取組の重要性について地域住民や家庭に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- 電話相談窓口の周知等により児童等が訴えやすい体制を整えること
- 地域住民、家庭と連携して児童を見守ること

等を行う。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめられたとされる児童に対して事情を確認したうえで、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

いじめの解決とは、いじめられた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断していく。すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) 地域住民や家庭との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、地域住民、家庭との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したり、「とざきっ子きらきらアンケート」「心のアンケート」等の調査結果や学校・児童会等の取組を適切に情報提供したりするなど、いじめの問題について地域住民、家庭と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするための体制整備に努める。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を挙げることが困難な場合には、関係機関（教育委員会、子育て支援課、福祉課、警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を行う。そのためにも平素から担当者同士の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

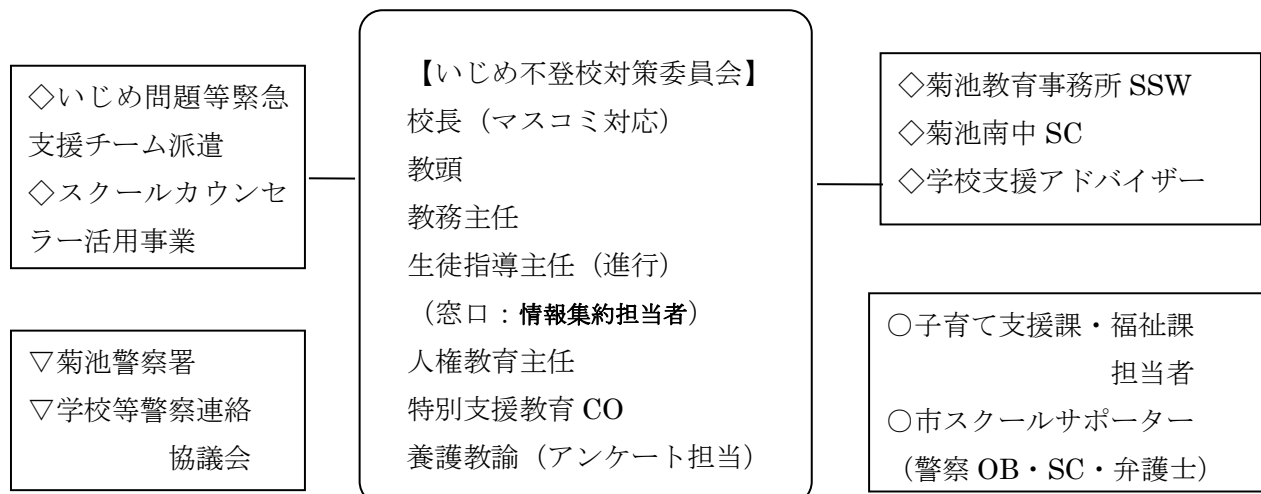
(1) いじめ不登校対策委員会

学校組織の中に、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ不登校対策委員会（法第22条に規定。仮称。以下「校内委員会」。）

構成員は、校長、教頭、教務主任、人権教育主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、関係担任等を基本とし、事案に応じて臨時に参加者を増やす。（心理・福祉に関する専門的な知識を有するもの：家庭教育相談員等教育委員会職員、菊池市子育て支援課・福祉課、菊池市スクールサポーター、菊池教育事務所SSW、菊池南中校区SC）

- 学校基本方針の策定を行う。
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を果たす。なお、「いじめ不登校対策委員会」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という）を「いじめ不登校対策委員会」内に最低1名を置かなければならない。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等を行うための組織対応の協議を行う。
- 集められた情報を、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

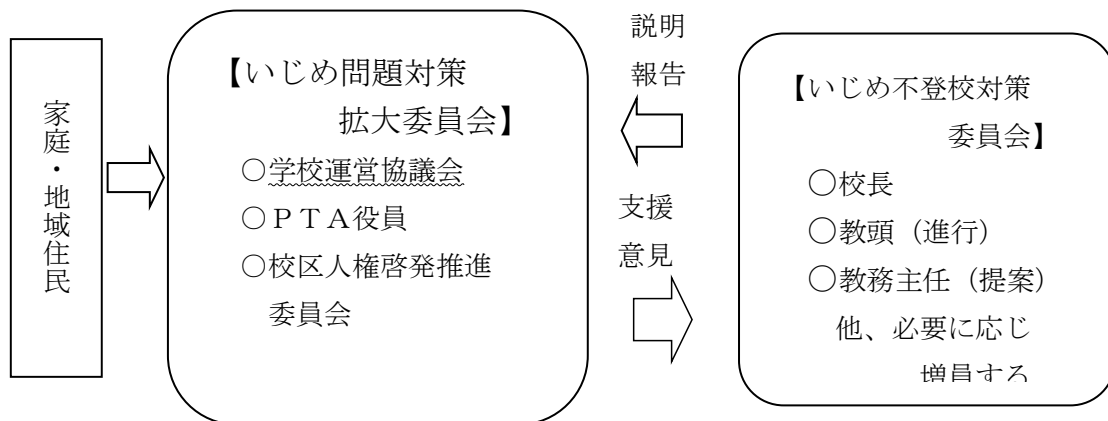
【組織図】



(2) いじめ問題対策拡大委員会

学校組織の中に、校内委員会に学校運営協議会の組織を加え、重要案件が発生した場合、拡大委員会を開き、地域住民や家庭と連携につながる取組を行う（進捗状況の説明、広報活動、意見交換等）。

【組織図】（校内委員会といじめ問題対策拡大委員会との関係）



(3) 学校運営協議会をもって、いじめ問題対策拡大役員会とする。

(4) 熊本県いじめ問題対策連携協議会、菊池市いじめ問題対策連携協議会との連携

法第14条第1項の規定による熊本県いじめ問題連絡協議会や菊池市いじめ問題連絡協議会と連携が進むよう、本校の窓口を教頭とする。

(5) いじめ防止等のための取組

① いじめの防止

- 児童が、地域や家庭との共通理解のもと、地域住民による学校支援活動（地域学校協働活動の活用）を通して様々な人と触れあう活動や豊かな体験の機会を設けることで、他者理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度、物事に感謝する心を身に付けるとともに、社会を生きぬく豊かな心を醸成できるよう、学校運営協議会を通じて地域と組織的に連携・協働していく。
- 児童に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動する活動を通して、コミュニケーション能力の向上及び他者への思いやりの心を育むことで、楽しく登校できる学校づくりを推進する。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くことにもあるという認識を持つ。特に、体罰については、暴力

を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうる認識に立ち、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

- 教職員のいじめに対する基本的認識を深めるとともに、いじめの防止等に向けた実践的指導力の向上を図るため、県立教育センター等での研修を積極的に活用する。
- 「心のきずなを深める月間」や「心のきずなを深めるシンポジウム」等を通して、児童会が主体となる取組を学校、家庭及び地域が一体となって支援する。
- 道徳教育、人権教育及び体験活動を充実させるとともに、「子どもの居場所づくり推進テーブル」4つの視点（人間関係・信頼関係・一致団結・連携協働）に基づく生徒指導の計画的実施に努める。
- 熊本の心「助け合い、励ましあい、志高く」を大切にし、健全な青少年を育成するための風土づくりに努める。また、菊池市青少年育成市民会議との連携に努める。
- 教職員一人ひとりの言動が、児童の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童に言葉の大切さを気づかせる指導の充実に努める。

② いじめの早期発見

- 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（教師用・家庭用）」、生活日記や班日記等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査「とぎきっ子きらきらアンケート」（月1回実施）等を実施するとともに、定期的な教育相談体制（年間3回の児童との個別相談、年間2回の保護者との面談）を充実し、いじめの早期発見に努める。
- いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、ふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを積極的に認知する。
- P T Aや地域の関係団体（校区人権啓発推進会議、青少年健全育成会議、学警連等）との協働・連携の促進を通じて、学校と地域、家庭が組織的に協働する体制を構築し、情報の共有を図る。
- 「熊本市子どもいじめ相談電話」や県立教育センターにおける教育相談等いじめに関する通報及び相談を受けるための相談機関の周知を徹底

する。

③ いじめへの対処

- 児童等からいじめに係る相談を受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行い、その結果を教育委員会に報告する（法第 23 条 2 項）。
- いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめられたとされる児童に対して事情を確認する。また、いじめを行った児童については、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、心理・福祉に関する専門的な知識を有するものの協力を得つつ関係児童・保護者に対する支援と助言を継続的に行う（法第 23 条 3 項、4 項、5 項）。
- 関係者の事実確認には校内委員会を中心に組織的な対応を行う。また、家庭訪問や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を早急に行う。
- 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、対応マニュアル（いじめの発生時の対応マニュアル）により理解を深めておく。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校相互間の連携・協力体制をとり、いじめの解決にあたる。また、学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議等を通じて日頃からの連携・協力体制を構築しておく。
- インターネットを通じて行われるいじめに対処するため、ネットパトロール等の結果を確認しながら、SNS（ツイッター、フェイスブックやライン等）の危険性をしっかりと児童や保護者に伝える（年間計画に位置づける）。
- いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申し合わせ事項による相談基準に基づいて、適時適切に相談を行う（法第 23 条 6 項）よう、警察との連携・協力体制を普段から整えておく。
- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなど、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめ

が「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること。

- ・その期間は、少なくとも3カ月を目安とする。
- ・いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定する。

(イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

⑤ その他の取組

○各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。

○熊本県人権子ども集会等への参加や菊池市人権フェスティバル（地域や学校独自の人権集会）等における児童を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる。

○学校改革を進め、教職員が児童と向き合う時間を確保し、子どもの変化に迅速に対応することができるようにする。

○アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。

2 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第1号の「生命、身体又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発病した場合

法第28号第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態が発生した場合は、その事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体になって行う場合と、教育委員会が主体となってしまう場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して、必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、市長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、

第28条第1項の調査主体（学校又は教育委員会）と、並行して行われる調査主体（市長部局）とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心になって行い、収集した資料に基づく分析及び追跡調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。

エ 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事案に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

教育委員会が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置する附属機関を、調査を行うための組織とする。（直接の人間関係又は利害関係を有するものを除く）

学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、そこでは迅速性に欠ける恐れがあるため、第22条に基づき学校に必ず置かれていることとされている「いじめの防止等の対策のための組織」を「いじめ不登校対策委員会」として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因をなったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事象や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応した等の事実関係を、可能な限り事実関係を速やかに調査する。

A いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり被害児童の学校復帰が阻害させることのないよう配慮する等）

B いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合には、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が行う。

なお、児童の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。また、遺族の心情を配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

いじめがその原因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査をすることとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年度3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 調査にあたり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な真情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うにあたり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会から推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中

立性を確保するよう努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約も下でできる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、教育委員会の適切に対応する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階では情報がなからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。
- 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会や学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

- ア いじめを受けた児童及び保護者に対する情報を適切に提供する責任
- 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめられた児童やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者

に説明する等の措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

本校の基本方針策定から、3年の経過を目処として、適切に機能しているかどうかについて基本方針の見直しを検討する。

2 基本方針改訂状況の公表

学校基本方針改訂後、速やかにいじめ問題対策拡大委員会を開催し、検討を加え決定した内容をホームページを通じて、保護者や地域に対し公表する

3 熊本県教育委員会との連携

学校で重大事対等が発生した場合、菊池市教育委員会を通して、外部の専門家等からなる支援チームの派遣を要請する。

附則	1	平成26年	3月26日	制定
	2	平成27年	2月16日	改訂
	3	平成28年	2月22日	改訂
	4	平成30年	3月 2日	改訂
	5	令和 2年	7月22日	改訂
	6	令和 3年	11月14日	改訂
	7	令和 4年	4月11日	改訂
	8	令和 6年	4月11日	改訂

菊池市立戸崎小学校いじめ（不登校）対策委員会設置要領

（設置）

第1条 平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」第22条の規定に基づき、校内におけるいじめ防止等に関する措置を効率的に行うため、菊池市立戸崎小学校いじめ（不登校）対策委員会を設置する。

（定義）

る
的
な
当
「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているもの

（委員会の目的）

第2条 校内にいじめの防止等に係る委員会を設置することで、いじめ防止等について組織的・積極的に対応する。

（業務内容）

第3条 委員会は、いじめの防止に係る次の業務を遂行する。

- （1） いじめの未然防止の体制整備及び取組
- （2） いじめの実態把握及び分析
- （3） いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- （4） いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- （5） いじめを行った児童に対する指導
- （6） いじめを行った児童の保護者に対する助言
- （7） 専門的な知識を有する者等との連携
- （8） その他いじめの防止に係ること

（委員構成）

第4条 委員は以下の職員で組織する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭・助教諭、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター

※必要に応じて、菊池教育事務所SSW、菊池南中学校区SC、市家庭教育相談員、市適応指導教室指導員、市子育て支援課及び福祉課担当者、県福祉課相談員、県中央児童相談所相談員を含めたケース会議を実施する。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

付則 この要領は、平成26年1月22日から施行する。

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布 同年9月28日施行）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。